

輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）

整理	No
追一	—

税関長 殿

令和 年 月 日

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立て（権利・品名・侵害理由追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】		令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】		令和 年 月 日		
※ 権利の種類【公表】		☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権		
※ 権利の追加	登録番号及び登録年月日（権利発生年月日）【公表】	第 号 (年 月 日) (年 月 日)		
	権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
	権利の範囲【公表】			
品名の追加	※ 品名【公表】			
	品名の特定事項【開示】			
	輸出統計品目番号【開示】			
※ 侵害物品と認める理由【開示】				
※ 識別ポイントの追加【開示の可否：□可、□否】		☐ 有 ☐ 無		
その他参考となるべき事項 注) 記載する項目毎に開示の可否を記載する。				

- (注) 1. 権利、品名又は侵害理由のいずれかを追加する場合は、不要部分を削除してください。
2. ※の付されている欄は必ず記載してください。
3. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。
4. 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限ります。
5. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸出者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
6. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。
- （1）【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- （2）【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- （3）【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にチェックをし又は□を■としてください。
7. 本申立てが受理された場合の有効期間は、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものについては当初申立ての有効期間と同じになります。また、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間よりも短いものについては、追加する権利の存続期間となります。